

岩手県畜産競争力強化整備事業費補助金交付要綱

平成 27 年 3 月 5 日	制 定	畜 第 1105 号
平成 29 年 1 月 25 日	一 部 改 正	畜 第 970 号
平成 30 年 7 月 23 日	一 部 改 正	畜 第 413 号
令和元年 12 月 12 日	一 部 改 正	畜 第 677 号
令和 3 年 5 月 14 日	一 部 改 正	畜 第 156 号
令和 3 年 10 月 25 日	一 部 改 正	農 林 水 第 348 号
令和 4 年 5 月 17 日	一 部 改 正	畜 第 157 号
令和 5 年 1 月 19 日	一 部 改 正	畜 第 836 号
令和 7 年 1 月 22 日	一 部 改 正	畜 第 859 号

(目的)

第 1 畜産の生産基盤を確保するとともに、畜産の競争力及び収益性の向上を図るため、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国実施要領」という。）別紙1の第2、別紙4の第3及び別紙9の第2の2に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が岩手県畜産競争力強化整備事業（以下「事業」という。）を行う場合に要する経費及び事業実施主体が事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第1に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第1のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第 3 第2の別表1に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業の内容の軽微な変更)

第 4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業実施主体及び取組主体の変更
- (4) 成果目標の変更
- (5) 事業費の30パーセントを超える増減
- (6) 補助金額の変更

(申請の取下げ期日)

第 5 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(契約等)

第 6 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合には、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付するこ

とが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(事業遅延の届出)

第7 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第6号による遅延届出書を知事又は広域振興局長(以下「知事等」という。)に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって1の届出書の提出に代えることができる。

(前金払)

第8 知事等は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払することがある。

2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、岩手県畜産競争力強化整備事業費補助金前金払請求書(様式第7号)を知事等に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期限)

第9 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(状況報告)

第10 補助事業者は、交付金の交付決定に係る年度の第3四半期の末日現在において様式第8号により、事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月15日までに知事等に報告しなければならない。ただし、様式第7号の前金払請求書を提出した場合は、これに代えることができる。

2 知事等は、前項に定めるもののほか、事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、乙に対して当該補助金の遂行状況の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第11 知事等は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事等が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年3月5日から施行し、平成26年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年1月25日から施行し、平成28年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、令和元年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月22日から施行する。

別表第1（第2関係）

経費	補助額
<p>事業実施主体が次の事業を行う場合に要する経費及び事業実施主体が次の事業を行う場合に要する経費に対して市町村が補助する場合に要する経費</p> <p>畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 施設整備事業</p>	<p>事業実施主体が当該事業を行う場合に要する経費の2分の1以内 ただし、家畜を導入する場合にあっては、畜種ごとに、国交付等要綱に定める額を上限とする。</p>

別表第2（第9関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第4条の規定による書類	<p>岩手県畜産競争力強化整備事業費補助金交付申請書</p> <p>1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事等が必要と認める書類</p>	<p>第1号 第2号 第3号</p>	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	<p>岩手県畜産競争力強化整備事業費変更（中止、廃止）承認申請書</p> <p>1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他知事等が必要と認める書類</p>	<p>第4号 第2号 第3号</p>	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内。
規則第13条第1項の規定による書類	<p>岩手県畜産競争力強化整備事業費補助金請求（精算）書</p> <p>1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他知事等が必要と認める書類</p>	<p>第5号 第2号 第3号</p>	事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い日